

2025・3 大阪精神医療人権センター 連続セミナー

# 権利擁護活動をつくる

## 安心できる精神科医療に

Supported by  
THE NIPPON  
FOUNDATION

認定NPO法人 大阪精神医療人権センター 理事  
原 昌平 [hara4142@gmail.com](mailto:hara4142@gmail.com) 090-9044-5604  
ジャーナリスト、元読売新聞大阪本社編集委員  
精神保健福祉士、社会福祉士、行政書士、宅建士、FP  
相談室ぱどる／ぱどる行政書士事務所(堺市) 代表  
大阪公立大学・立命館大学 客員研究員

# 認定NPO大阪精神医療人権センター

## ●歴史

- 1985年 市民団体として設立 (84年に報徳会宇都宮病院事件発覚)
- 1993～1997年 大和川病院を含む安田系3病院事件を追及
- 1999年 NPO法人化
- 2010年 認定NPO法人の認証

## ●会員

- 当事者、弁護士、医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、家族、一般市民、教員など 約550人

## ●事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5-9-5 谷山ビル9F  
TEL : 06-6313-2003 FAX : 06-6313-0058

## ●事務局スタッフ

常勤1人、パート3人程度

## ●財政規模

年間収支 1500万円前後

# 大阪での活動(1)

## 1 声をきく——個別支援活動

### ●電話、手紙などで相談を受ける

- 定例電話相談:毎週水曜の午後
- それ以外に追加の相談日も

### ●依頼があれば、病院へ出向き、面会する

- 原則として、ペアで出向く
- 情報提供、エンパワメントが基本

### ●希望があれば、つなぐ

- ソーシャルワーカー (病院、地域)
- 弁護士による面会 (大阪弁護士会の高齢者・障害者委員会)

### ●入院者訪問支援事業を、大阪府(&大阪市・堺市)から受託

- 2024年度秋からスタート

# 大阪での活動(2)

## 2 とびらをひらく—— 病院訪問活動

### ●経過

- 1998年秋から、ぶらり訪問活動
- 2003年度から大阪では公的制度に。当初は「精神医療オンブズマン」制度
- 2009年度から、「療養環境サポーター」制度  
(大阪府精神科医療機関 療養環境検討協議会の枠組み)

### ●内容

- 依頼がなくても、定期的に病院を訪問する
- 閉鎖病棟まで訪れ、入院中の人の苦情や要望を聴く
- 病院側と意見交換して、改善してほしいことを要望する
- 訪問のレポートを公表。HPにも掲載 (病院側のコメントも添える)
- 数年に1回、レポートをまとめて、刊行している

### ●課題

- 訪問の頻度が少ない
- 別に、医療観察法病棟の訪問

## 3 社会をかえる——政策提言など

- 講演会、シンポジウム

- 年2回程度

- 権利擁護システム研究会

- 年度ごとにテーマを設定して3～4回

- 調査研究

- 630調査の公開請求、分析

- 意見書などを関係先へ届ける

- 権利擁護活動を全国に広げる

# 日本の精神科医療の課題

- 1 ベッド数、入院患者数が多すぎる
  - 2 強制入院が多すぎる
  - 3 身体拘束、隔離、自由の制限が多すぎる
  - 4 職員による虐待・不祥事が後を絶たない
  - 5 入院期間が長すぎる
  - 6 クスリが多すぎる
  - 7 病棟のスタッフの配置基準が一般病院より少ない
  - 8 地域の福祉がまだまだ足りない
- ★精神科医療はこの20年、悪くなってきた！



# 入院中の精神障害者の権利に関する宣言

(大阪府精神保健福祉審議会 2000年5月19日)

1. 常にどういときでも、個人として、その人格を尊重される権利  
暴力や虐待、無視、放置など非人間的な対応を受けない権利
2. 自分が受ける治療について、分かりやすい説明を理解できるまで  
受ける権利 自分が受けている治療について知る権利
3. 一人ひとりの状態に応じた適切な治療及び対応を受ける権利  
不適切な治療及び対応を拒む権利
4. 退院して地域での生活に戻っていくことを見据えた治療計画が立  
てられ、それに基づく治療や福祉サービスを受ける権利
5. 自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意見を表明し、自  
己決定できるようにサポート(援助)を受ける権利 また、自分の  
意見を述べやすいように周りの雰囲気、対応が保障される権利

## 入院中の精神障害者の権利に関する宣言（続き）

6. 公平で差別されない治療及び対応を受ける権利 必要な補助者（通訳、点字等）をつけて説明を受ける権利
7. できる限り開放的な、明るい、清潔な、落ちつける環境で治療を受けることができる権利
8. 自分の衣類等の私物を、自分の身の回りに安心して保管しておける権利
9. 通信・面会を自由に行える権利
10. 退院請求を行う権利 及び治療・対応に対する不服申立てをする権利 これらの権利を行使できるようサポート（援助）を受ける権利 また、これらの請求や申立てをしたことによって不利に扱われない権利

# 外から出向く権利擁護が必要だ

## ● 病棟に、外部の目を入れる

- ・ 精神科病院の閉鎖性を減らす
- ・ 外部の人間だからこそ、課題が見える
- ・ スタッフと人間関係ができると、情報や相談も来る

## ● 人とのかかわりによるエンパワメントの支援

- ・ 入院中の人の心から抑圧を取り除く
- ・ 自分も権利があるんだ、と思えるようにする
- ・ 自信と希望を取り戻すのを助ける
- ・ 共感する、情報提供する、手助けする

★ 公正中立な第三者ではなく、本人の味方という姿勢



# アドボケイトとは Advocate Advocacy : 権利擁護 → 権利を守るために活動する人たち

- 2015年度 日精協が「アドボケーターガイドライン」
  - 2018年12月 政府予算案に日精協案をベースにした研修費
  - 2018年2月 大阪精神医療人権センターが日精協案を批判  
アドボケイトの活動指針案、事業モデル案を提出
  - 2019年度～ 藤井千代医師が代表の研究班で仕切り直し  
→ 大阪で取り組んできた個別支援活動をモデルに
- 
- 厚労省がいったん決めた方針を、大転換させた
  - 活動指針、事業の方式も、大阪の提案がベース  
(本人の味方、エンパワメント、ペア派遣、関係機関の協議の場)

# 精神保健福祉法改正による国の制度化

- 2022年12月 精神保健福祉法改正で制度を導入
  - 2023年度 研究班や自治体による養成研修が始まった
  - 2024年度 都道府県や保健所を持つ市が本格実施できる
- 
- 対象は、市町村長同意の医療保護入院患者を「中心に」
  - 各地域の運営事務局、訪問支援員派遣は、民間委託を想定
  - 地域生活支援促進事業として、国の補助率1／2

# 入院者訪問支援事業のイメージ

12

精神科病棟



①入院者から相談  
(電話、手紙等)

③面会日時等の連絡

②病棟との  
日程調整等

④病棟訪  
問・面会

権利擁護センター



事務局



訪問支援員  
原則ペア

## 相談時の対応

- ・本人の立場に立って、丁寧に話を聞き、本人をエンパワメントする
- ・本人の希望の確認(退院したい、病棟環境やスタッフの対応を改善してほしい)
- ・権利や制度などを情報提供する

# 入院者訪問支援事業の意義と課題

## ●外部からの支援の制度化は、画期的

- ・ 病院の閉鎖性に風穴を開ける
- ・ 本人の味方というスタンス

## ●現状

- ・ 全国数十か所の自治体で、養成研修を実施
- ・ 自治体が予算を組み、法人に事業を委託する（直営もあり）
- ・ 事業を始めている自治体も、20～30はある

## ●課題

- ・ 実施は義務ではなく、やっていない自治体が多い
- ・ 事業費の少ない地域がある
- ・ 市長同意の医療保護入院に対象を限定している自治体も
- ・ 行政主導の地域、医療法人への委託もある

# 民間の活動こそ、重要

- 行政まかせでは、いけない
  - ・ 全国すべての地域で権利擁護が必要
  - ・ 行政は、強制入院を実施・容認している立場もある
- すべての精神科入院者を対象にするべき
  - ・ 家族がいても、任意入院でも、権利擁護は必要
- 病院訪問型の事業も行う必要がある
  - ・ 声を出せない入院者の権利も守る  
(退院請求、処遇改善請求は、受け身の制度)
  - ・ 病棟の中まで入って、療養環境を見る
- 精神医療の変革につなげる

# 現在の状況

NPO法人どさんこコロ

15

★★ 精神医療人権センター、それに近い団体

△ 準備中

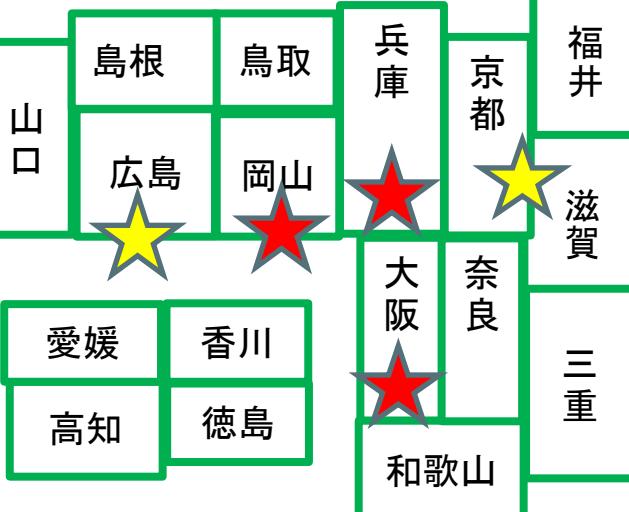
大阪精神医療人権センター

兵庫精神医療人権センター

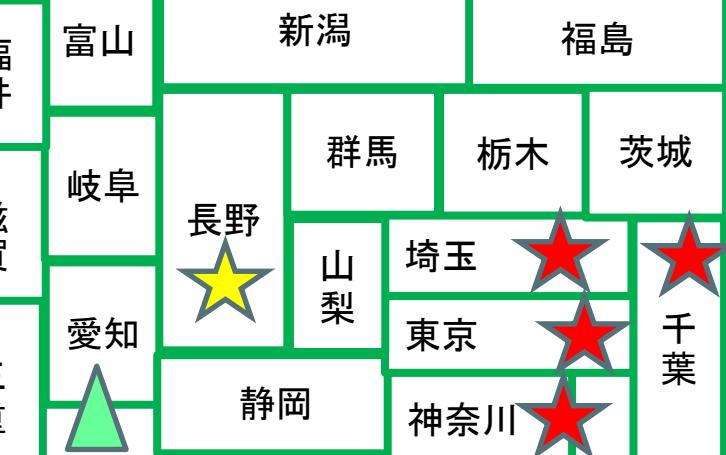
京都・滋賀メンタルヘルスを考える会

おかやま精神医療アドボケイトセンター

檸檬のこころ(広島)



沖縄県障害者人権センター



東京精神医療人権センター  
神奈川精神医療人権センター  
埼玉精神医療人権センター  
千葉県精神医療人権センター  
長野精神医療人権センター

# 活動内容は、いろいろでよい

## ●全部を最初からやらなくてもよい

- ・ 学習会から → 京都滋賀、広島
- ・ 電話相談から → 北海道、千葉
- ・ 岡山 → 入院者訪問支援事業

## ●3つ以外の活動の柱があってよい

- ・ 神奈川 → ピア活動、広報啓発に力
- ・ 沖縄 → 精神以外の障害者を含めている
- ・ 病院以外の医療、福祉なども対象にする？

## ●名称も、いろいろあってよい

- ・ 北海道、京都滋賀、岡山、広島

# 地域の実情に応じた進め方

## ● 人的条件

- ・ コアメンバーの活動の条件
- ・ コアメンバーの関心のありか
- ・ 地域の団体との関係性

## ● 地理的条件

- ・ 大阪と兵庫でも、ずいぶん違う
- ・ 広大 → 特定地域だけで始める方法も → 北海道
- ・ 複数の県でやる方法もある → 京都・滋賀

## ● 地域の精神医療の状況

## ● これまでの活動の歴史

# オーソドックスな手順

- ・ コアメンバーが集まる
  - ・ 非公式の会合を持つ（オンライン可）
  - ・ 勉強会を開催する
  - ・ 大きめのイベントを開催する
- 
- ・ 電話相談を始める
  - ・ 面会活動を始める
  - ・ 行政や病院協会などと話をする
  - ・ 法人化する



# 本当につくるためのポイント

- **自分がつくる、という覚悟を持つ人が必須**
  - お手伝いできれば…という人だけでは無理
- **寛容な姿勢、多様性の尊重**
  - 人が集まると、意見の違い、好き嫌いは生じる
  - 率直に意見交換しつつ、対立・派閥に発展させない
  - それぞれの長所を活かす
- **事務能力のある人が必要**
  - PC操作、文書作成、ネット、手続き、会計

# 活動・組織をつくる

- 関係団体、意欲を持つ個人に声をかける、連携する  
(声をかけておかないと、ヘソを曲げる団体や人が出てくる)
  - ・ 当事者
  - ・ 家族会
  - ・ 精神保健福祉士
  - ・ 看護師、作業療法士、薬剤師
  - ・ 精神科医、診療所協会
  - ・ 弁護士、弁護士会
  - ・ その他の団体
- メディアを活用する
- 議員とのつながり

# 病院へのアプローチ

## ● 精神科病院全体を敵視しない

- ・ ぶつぶつせ、とコブシを上げれば、世の中は変わらるのか？
- ・ 病院は、身構える、守りを固める、扉を閉ざす
- ・ 対話する、協力を模索する
- ・ 本当に悪質な病院は、別問題

## ● 精神科医療を全否定しない

- ・ 安心できる医療をめざす
- ・ 努力している点、改善された点を評価する

## ● 良心的な職員とつながる

- ・ どんな病院にも、良心を持つスタッフはいる
- ・ 病院内では声を上げにくく、葛藤している職員もいる

# 病院とのつきあい方

- 病院側は、人権を掲げる団体を怖がりがち
  - 攻撃されるのでは？
  - 過激な左翼団体では？
- 自分たちの人間性を伝える
  - 病院協会、個々の病院へあいさつに行く
  - 医療機関はトップが効果的
  - 可能な病院へ見学に行ってみる
- 立場は違っても、人間としてつきあう
  - 言うべきことは言いつつ、互いに尊重する

# 組織をつくる

- 広報、情報発信
  - SNS、HP、紙媒体、報道
- 事務所を設ける
- 法人にする
  - 既存の法人、NPO法人、一般社団法人
- 資金を調達する
  - 会費、寄付、助成金、研究費、補助金、事業収入
- 組織の運営
- 会員のサポート・交流

## ●アンケート回答のお願い

(Zoom終了後にアンケート画面が出ます)

## ●大阪精神医療人権センターへの入会案内

<https://www.psy-jinken-osaka.org/support/member/>

(全国どの地域の方でも、入会できます)

個人賛助会員 年3000円 (障害者1000円)

権利を守ろう！ 尊厳を守ろう！  
医療を変えよう！ 福祉をつくろう！



Supported by  
THE NIPPON FOUNDATION